

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1. 歴史的風致形成建造物の指定の方針

本町は、これまで町内に点在する歴史的な建造物について、それぞれの価値に応じて、文化財保護法、佐賀県文化財保護条例、基山町文化財保護条例に基づく指定に伴い、その保存活用に取り組んできた。

一方、町内には上記の指定文化財以外にも歴史的な建造物が数多く存在している。これらについても指定文化財に準じた適切な保全の推進が求められている。

本計画では、本町の維持向上すべき歴史的風致を形成する歴史的な建造物のうち、重点区域における歴史的風致の維持向上を図る上で必要かつ重要と認められる建造物を歴史まちづくり法第12条第1項に基づく「歴史的風致形成建造物」に指定する。これにより、指定文化財以外の歴史的な建造物の保全を推進する。

2. 歴史的風致形成建造物の指定対象

重点区域内において、国指定文化財を除き、以下のいずれかに該当する歴史的な建造物を指定対象とする。

表 歴史的風致形成建造物の指定基準

①佐賀県文化財保護条例に基づく県指定文化財
②基山町文化財保護条例に基づく町指定文化財
③文化財保護法に基づく国登録有形文化財
④歴史的風致の維持向上を図る上で必要かつ重要なものとして町長が認めるもの

3. 歴史的風致形成建造物の指定基準

概ね築50年を経過し、所有者又は管理者等により適切な維持管理が見込まれている条件を満たす歴史的な建造物であり、当該建造物の所有者の同意が得られたことを前提とし、次に示す「歴史的風致形成建造物の指定基準」のいずれかに該当する建造物を指定する。

表 歴史的風致形成建造物の指定対象の要件

①建造物の意匠、形態、施工技術が優れているもの
②地域の固有性、歴史性、希少性のいずれかの観点から価値の高いもの
③外観が景観上の特徴を有し、歴史的風致を形成していく上で必要なもの

4. 歴史的風致形成建造物の候補

重点区域において、候補となる歴史的風致形成建造物は、以下のとおりである。

表 歴史的風致形成建造物の候補

番号	名称	写真	所有者	築年
	所在地			
1	通天洞		基山町	昭和8年(1933)
	小倉2553-1			
2	天智天皇欽仰之碑		基山町	昭和8年(1933)
	小倉2553-1			
3	天本家住宅		個人	江戸時代
	小倉			
4	西海製菓社屋		西海製菓	大正前期
	宮浦			
5	松隈酒造場主屋		個人	明治中期
	宮浦			
6	中村家住宅主屋		個人	大正前期
	宮浦			

番号	名称	写真	所有者	築年
	所在地			
7	基山商店主屋		個人	昭和15年(1940)
	宮浦			
8	基山商店精米所		個人	昭和9年(1934)
	宮浦			
9	基山商店酒造蔵		個人	大正末期から 昭和初期
	宮浦			
10	若宮八幡神社神殿、拝殿		若宮八幡神社	明治時代
	宮浦197-1			
11	観音堂(若宮八幡神社境内)		若宮八幡神社	宝暦4年(1754)
	宮浦197-1			
12	天本家長屋門		個人	大正時代
	小倉			
13	城戸老松神社神殿、拝殿		城戸老松神社	明治29年(1896)頃
	小倉1309			

番号	名称	写真	所有者	築年
	所在地			
14	住吉神社		住吉神社	江戸時代
	小倉2555			
15	お潮井採りの水路		住吉神社	江戸時代
	小倉2555 ほか			
16	荒穂神社神殿、拝殿		荒穂神社	神殿 安政5年 (1858) 拝殿 安政2年 (1855)
	宮浦2050			
17	荒穂神社参籠殿（接待所）		荒穂神社	明治17年 (1884)
	宮浦2050			
18	荒穂神社祭器庫		荒穂神社	昭和3年 (1928) 以前
	宮浦2050			
19	古四国第1番札所		瀧光徳寺	昭和36年 (1961) 以前
	宮浦2200			
20	古四国第14番札所		小松地区	天明5年 (1784)
	園部1635			

番号	名称	写真	所有者	築年
	所在地			
21	大興善寺本堂 (観音霊場第4番札所)		大興善寺	明治前期(江戸時代の 護摩堂を明治 時代に移築)
	園部3628			
22	大興善寺仁王門		大興善寺	江戸時代
	園部3628			
23	熊野神社神殿、拝殿 (大興善寺境内)		大興善寺	明治22年(1889) 以前
	園部3628			
24	宝満神社神殿、拝殿		宝満神社	明治7年(1874)
	園部742-1			
25	後藤家住宅主屋		個人	昭和初期
	園部			



図 歴史的風致形成建造物の候補物件の位置